

答 申 書
(答 申 第 272 号)
平成 30 年 10 月 25 日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が体罰事故報告書について、別紙 1 の表の「非開示とした部分」欄に掲げる部分のうち、同表の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、北海道内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 24 年度分）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、体罰に係る事故報告書（平成 24 年度処分分）を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、その一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」という。）に該当するとして平成 29 年 9 月 11 日付け教職第 1087 号で公文書一部開示決定通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分のうち審査請求に係る非開示部分の処分を取り消し、開示することを求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 1 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 1 号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

また、北海道における条例の 1 号情報は「プライバシー型」と呼ばれるもので「特定の個人が識別され得るもの」のうち「通常他人に知られたいと認められるもの」を非開示とするというものであり、兵庫県、神戸市も同じプライバシー型を採用している。

これに対して、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）」では「個人識別型」を採っており、情報公開法第 5 条は「特定の個人を識別できるもの（ただしイ、ロ、ハを除いたもの）」と規定している。

そのイ、ロ、ハは、

イ 慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活、財産を保護するため公にすることが必要な情報

ハ 公務員の職務の遂行に係る情報のうち公務員の職、職務の内容

であり、一般的には個人識別型はイ、ロ、ハを除いた特定の個人を識別できる情報はすべて非開示となるが、プライバシー型ではその非開示部分から通常他人に知られたい部分のみを非開示としているので、プライバシー型の方が開示部分が広がるとされている。

また、本件開示請求にあたる事故報告書というのは、事故に関する報告、事故者の供述書及び人事記録カード等であるが、教職員が交通事故、金銭事故等の法令に違反する行為を行った場合、事故の内容を処分担当課に報告するため、道立学校においては道立学校長が、また、市町村立学校においては市町村教育

委員会が作成するものであり、本書の提出を受け、北海道教育委員会が懲戒処分等を行う根拠の一つにあたるものである。

イ 請求人は、諸判決において、学校において体罰を行った教員に関する情報は、公務員の職務の遂行に係る情報であり、通常他人に知られたいと認められる個人のプライバシーでないとしてされており、プライバシー型を採用している北海道の条例の規定の趣旨からしても、関連判決の法理がそのまま当てはまるというべきであるから、学校名、教員名、校長名等の非公開は認められないとしている。

また、非公開が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われ、関連判決では個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めており、学校名や教員名を公開すると被害児童生徒が特定されるとの考えは否定されていることから、教員名等は公開すべきであるとしている。

さらに、本件一部開示決定処分における文書番号の一部、学校所在地、児童生徒の学年、病院名等は個人特定に至るものですらく、関連判決に照らし不当であると主張する。

ウ これに対して、実施機関は、事故者（加害教員）や被害児童生徒の氏名・住所のように個人が直接識別できるような情報はもとより、学校名、校長名、印影、文書番号の一部、学校所在地、被害児童生徒の学年、病院名、被害児童生徒の平素の状況、保護者から事情を伺ったあらまし、その他非開示とした情報は、他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報であるとしている。

また、本件公文書は、教職員が交通事故、金銭事故等の法令に違反する行為を行った場合に提出されるものであることから、事故者又は被害児童生徒が特定されることで、事故者が法令に違反する行為を行ったことや、被害児童生徒が法令に違反する行為を受けたことが明らかとなるものであり、社会通念上、他人に知られたいと思うことが通常であると認められることから、1号情報に規定する非開示情報に該当するものであると主張していることから、1号情報による非開示処分の妥当性について判断する。

エ 学校における体罰について、実施機関では体罰根絶に向け、指導通知や啓発資料、各種会議や研修等を通じて学校や教職員へ注意喚起に取り組んでいるところであるが、未だに教員による体罰事案が多数報告されている。

特に、授業中など教員の指導に従わないことにかつとして体罰を加えた事例など感情的に体罰を行ったケースや運動部指導中の練習態度ややる気の無いプレーに対して体罰を加えたケースが多くあり、今後もあらゆる機会を通して体罰根絶に向けての取り組みを進めていく必要があるところである。

こうした状況において、学校における体罰は、当事者や学校だけの問題ではなく、社会全体の問題として捉えるべきであり、体罰防止の観点から、体罰が発生した際の事実関係については、被害児童生徒のプライバシーに配慮しながらも、できるだけ明らかにする必要があると認められるところである。

また、条例前文によると「情報公開制度はだれもが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、及び道民参加を促進するものでなければならない」とされている。

この趣旨から考えると、体罰という非違行為が行われた場合には、当該体罰を行った公務員を識別することが必要であり、教員が体罰を行ったことを示す情報は、公務員である教員の職務の遂行に関する情報であり、1号情報に該当する「通常他人に知られたいと認められるもの」に当たるとはいえないと考えられる。

そして、事故報告書により当該教職員が何らかの懲戒処分等を受けることは自然な流れであり、事故報告書が示す情報を公務員の私的な情報と捉えたとすると、およそ体罰という非違行為に関する情報はすべて1号情報により非開示とされることとなり、条例の本来の趣旨に合致しないことになると認められる。

したがって、事故者が体罰を行ったことを示す情報は公務員である教職員の職務の遂行に関する情報であることから、公にしないことが正当であるとは認められないため、開示することが妥当であると判断する。

次に、実施機関は学校名、校長名、印影、文書番号の一部、学校所在地、被害児童生徒の学年、病院名、被害児童生徒の平素の状況、保護者から事情を伺ったあらまし、その他非開示とした情報について、他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報であり、1号情報に該当するとしている。

しかし、学校名を始めとするこれらの項目すべてが間接的に特定の個人が識別される1号情報に該当しているが、情報公開制度における特定の個人の識別性の判断において、関連項目を知ることにより事故者や被害児童生徒の名前が特定されるというのは、当該学校に通う児童生徒やその保護者などの特定の学校関係者であり、これを認めると個人の特定を避けるための非開示の範囲が大きく広がることとなり、条例の情報公開制度の趣旨から大きく逸脱することとなる。

したがって、非開示の考え方としては、特定の関係者が知り得ている情報を基準として考えるのではなく、一般人を基準とし、一般人が通常入手し得る関連情報をもって、個人名を特定できるかどうかで判断することが妥当であると認められる。

そこで、一般人を基準に考えると、一般人が入手し得る学校内部の情報は限られており、通常、学校名や校長名等から容易に被害児童生徒を特定できるとは考えられない。したがって、学校名、校長名、印影、文書番号の一部、学校所在地、被害児童生徒の学年、病院名、被害児童生徒の平素の状況、保護者から事情を伺ったあらまし、その他実施機関が非開示とした情報については、原則として開示すべきである。

もっとも、実施機関が非開示とした情報のうち、被害児童生徒の出席番号、詳細な家庭環境、詳細な幼少期からの経歴、児童自立支援施設の名称、特定の病名、病歴については、当審査会としても非開示が妥当であると判断する。現在のインターネットを通じての情報収集能力の高さを考慮した場合、これらの情報は被害児童生徒が特定される可能性が一定程度高いと認められる情報と考えられること、また、一度実名が明らかになった場合、それを取り消すことは現在の情報環境では不可能であることからである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号 569） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
平成29年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成30年2月6日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成30年4月10日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成30年5月29日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成30年7月3日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成30年8月21日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議
平成30年10月1日 （第96回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成30年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙 1

公文書名	非開示とした部分	適用条項	開示すべき部分
全ての文書に共通な事項	個人の氏名及び印影(北海道教育庁職員、市町村教育委員会職員を除く。)		事故者及び事故者以外の教員の氏名及び印影(事故者の過去の勤務歴に係る校長名、教頭名を除く。)
	年齢(事故者を除く。)&及び生年月日		全ての児童・生徒の年齢
	学校名(学校名を表す文書番号の一部)		全て(事故者及び事故者以外の教員の勤務歴を除く。)
	学校所在地		全て
	児童・生徒の学年、組及びそれらを推測し得る記述		全て(出席番号を除く。)
	「5 事故者」の(2)所有免許状の記述		なし
	新聞記事及び報道内容		全て
	人事記録カード		なし
体罰に係る事故報告書(平成24年1月20日付け第3154号、平成24年6月4日付け教胆第1198号、平成24年9月21日付け教石第4411号、平成25年3月8日付け第139号を除く)	「8 事故者の平素の状況」の項目以外の記述		なし
体罰に係る事故報告書(平成24年1月20日付け第3154号、平成24年6月4日付け教胆第1198号、平成25年3月8日付け第139号に限る。)	「9 事故者の平素の状況」の項目以外の記述		なし
体罰に係る事故報告書(平成24年1月27日付け教上第5752号)	病院名		全て
体罰に係る事故報告書(平成24年3月13日付け教渡第6836号)	「7 事故の内容」の(2)家族の状況の記述		なし
	「11 所属長又は関係者のとった措置」の校長の(3)の③の2行目の一部の記述		なし
体罰に係る事故報告書(平成24年3月13日付け教渡第6846号)	児童自立支援施設の名称		なし
体罰に係る事故報告書(平成24年2月6日付け教石第6527号)	嘆願書	北海道情報公開条例第10条第1項第1号に該当	なし
体罰に係る事故報告書(平成24年5月28日付け教十第1293号)	学校所在町名及び町教委公印の印影	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。	全て
体罰に係る事故報告書(平成24年6月4日付け教胆第1198号)	「6 事故の相手」の2行目から3行目までの一部の記述		なし
体罰に係る事故報告書(平成24年7月31日付け教上第2565号)	病院名		全て
体罰に係る事故報告書(平成24年9月21日付け教訓第3656号)	「教職員の措置内申について」(平成24年9月19日付け訓教学第372号)の別添内申理由書の2の2)、3)、4)の項目以外の記述		なし
体罰に係る事故報告書(平成24年9月21日付け教石第4411号)	「8 事故者の平素の状況」の(1)から(8)までの項目以外の記述		なし
体罰に係る事故報告書(平成24年11月28日付け教訓第4906号)	病院名		全て
体罰に係る事故報告書(平成24年8月28日付け第2073号)	学校長公印の印影		全て
	病院名		全て
	供述書のうち、2ページ目の6行目から7行目までの一部の記述及び下から7行目の一部の記述		全て
	念書		なし
体罰に係る事故報告書(平成25年2月25日付け事務連絡)	供述書のうち、1ページ目の16行目の一部の記述		全て
	供述書のうち、3ページ目の下から4行目から4ページ目の9行目までの一部の記述		なし
体罰に係る事故報告書(平成25年3月25日付け教根第7133号)	「11 所属長又は関係者のとった措置」の(2)の16行目から17行目までの一部の記述		なし
	「11 所属長又は関係者のとった措置」の(3)の18行目から19行目までの一部の記述		なし
	「11 所属長又は関係者のとった措置」の(10)の1行目の一部の記述		なし
	供述書のうち、1ページ目の3行目の一部の記述		なし
体罰に係る事故報告書(平成25年3月8日付け第139号)	学校長公印の印影		全て